

※この積算表は、申告のあった付加価値額と損益計算書、貸借対照表等との関連を確認させていただいたためのものです。

付加価値額等積算表

千葉県

法人名		担当部署名	
事業年度	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	担当者	

【報酬給与額】

(単位:円)

項目			販売費及び一般管理費		製造原価等		備考
			勘定科目名等	金額	勘定科目名等	金額	
役員報酬	当期費用	1					
	法人税所得加算金額 (損金否認される額)	2	/	△	/	△	
	法人税所得減算金額 (損金認容される額)	3	/		/		
給与賃金等	当期費用 (所得税において 非課税とされる額を除く)	4					
	法人税所得加算金額 (損金否認される額)	5	/	△	/	△	
	法人税所得減算金額 (損金認容される額)	6	/		/		
現物給与	当期費用 (所得税において 課税される額)	7					
賞与	当期費用	8					
	法人税所得加算金額 (損金否認される額)	9	/	△	/	△	
	法人税所得減算金額 (損金認容される額)	10	/		/		
役員退職 慰労金	当期費用	11					
	法人税所得加算金額 (損金否認される額)	12	/	△	/	△	
	法人税所得減算金額 (損金認容される額)	13	/		/		
退職金	当期費用	14					
	法人税所得加算金額 (損金否認される額)	15	/	△	/	△	
	法人税所得減算金額 (損金認容される額)	16	/		/		
出向者の 給与 負担金	他の法人に支払う額	17					
	他の法人から受け取る額	18		△		△	
組合(JV)に係る負担金		19					
その他		20					
計			a		計	b	(a+b) 第6号様式別表5 の3③欄に一致する
(厚生年金等) 年金掛金等	当期費用	21					
	法人税別表4加算 (損金否認される額)	22	/	△	/	△	
	法人税別表4減算 (損金認容される額)	23	/		/		
計			c		計	d	(c+d) 第6号様式別表5 の3⑥欄に一致する
労働者派遣等	労働者派遣を受けた法人	当期費用	24				
		24×75%	25	e	f	(e+f) 第6号様式別表5 の3⑧欄に一致する	
	労働者派遣をした法人	当期費用	26				
		他の法人から受け取る金額 26-(27×75%)	27 28		g	h	(g+h) 第6号様式別表5 の3⑩欄に一致する

【純支払利子】

項目			販売費及び一般管理費		製造原価等		備考
			勘定科目名等	金額	勘定科目名等	金額	
支払利子	当期費用 (支払利息等)	29					
計			i		計	j	(i+j) 第6号様式別表5の4①欄に一致する
受取利子	当期収益 (受取利息等)	30					
計			k		計	l	(k+l) 第6号様式別表5の4②欄に一致する

【純支払賃借料】

項目			販売費及び一般管理費		製造原価等		備考
			勘定科目名等	金額	勘定科目名等	金額	
支払賃借料	当期費用 (共益費・管理費等の額は除く)	31					
計			m		計	n	(m+n) 第6号様式別表5の5①欄に一致する
受取賃借料	当期収益 (共益費・管理費等の額は除く)	32					
計			o		計	p	(o+p) 第6号様式別表5の5②欄に一致する

【記載方法】

- ① 「金額」欄には、円単位で外形標準課税の対象となる金額を記載し、損益計算書等の金額と異なる場合には、備考欄に付加価値額の算定上加減算した内容等を簡単に記載して下さい。
- ② 各欄の「当期費用」とは、当該事業年度に費用計上した金額をいい、「当期収益」とは、当該事業年度に収益計上された金額をいいます。
- ③ 資産計上される報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料については、法人税の損金の額に算入する事業年度ではなく、支出する事業年度の課税標準に含めて下さい。
- ④ 7欄の勘定科目名等欄には、所得税において給与所得又は退職所得として課税されたものについて、例えば「持株奨励金」、「永年勤続表彰金」など具体的な内容を記載して下さい。
- ⑤ 出向者に係る給与負担金及び民法上の任意組合(いわゆるJVを含む。)等の分配割合に基づく給与負担金を1欄から10欄までの項目で加算または減算している場合は、17欄～19欄の記載は不要です。この場合、該当項目の備考欄に「出向加算あり」、「出向減算あり」又は「JV負担金あり」などと記載して下さい。
- ⑥ 20欄には、1欄～19欄以外で第6号様式別表5の3の③欄(役員又は使用人に対する給与計)の算定に含めたものがある場合については、その内容及び金額を記載して下さい。
- ⑦ 24から28欄には、労働者派遣法(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律)に基づく労働者派遣契約書又は船員職業安定法に基づく船員派遣契約書が交わされるものについて記載して下さい。

※ 別途作成した資料等がある場合には、当該資料を提出して下さい。その場合、本積算表の提出は必要ありません。